注記

【重要な会計方針】

1．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用している。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用している。

（会計方針の変更）

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで改訂前の「独立行政法人会計基準」第81（注解60）に基づく業務達成基準を採用していたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、改訂後の第81（注解60、注解61）に基づく業務達成基準を採用している。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用している。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益及び当期総利益に与える影響はない。

なお、行政サービス実施コストに与える影響はない。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	2～50年
構築物	2～20年
車両運搬具	4～6年
工具器具備品	2～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額及び減損損失相当額については、損益外減価償却累計額及び損益外減損損失累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間5年以内に基づいて償却している。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

3．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、退職一時金に係る期末在籍者の期末要支給額の当期増加額から、退職者に係る前期末要支給額を控除した額を計上している。

4．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上していない。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計算された賞与引当金の当期増加額を計上している。

5．たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による低価法を採用している。

6．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成29年3月末利回りを参考に0.065％で算出している。

7．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

【貸借対照表関係】

1．機構役職員（出向者を除く。）が自己都合により退職した場合に、財源措置が予定されている退職給付見積額　428,019,056円

2．翌期の運営費交付金により、財源措置が予定されている賞与見積額　140,557,775円

3．減損会計に係る注記

⑴　今期減損を認識し、減損額を計上した分

①減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価格等

（単位：円）

用　途	種　類	場　所	帳簿価格
電話回線（21回線）	電話加入権	本部他7支部	843,000

②減損の認識に至った経緯

当事業年度において、休止回線（21回線）を今後使用しないことを決定したため、減損を認識している。

③減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

（単位：円）

種　類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
電話加入権	―	811,500

④回収可能サービス価額について

正味売却価格を採用し、実勢価格（国税庁公表の平成28年分「財務評価基準書」に基づいて算定している。

【損益計算書関係】

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△2,361,180円であり、当該影響額を除いた当期総利益は98,740,468円である。

【キャッシュ・フロー計算書関係】

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳	現金及び預金勘定	213,326,751円
	資金期末残高	213,326,751円

【金融商品の時価等の開示に関する注記事項】

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、借入等により資金を調達していない。